

# 超過課税・法定外税の 検討課題等について

—第3回 新たな財源検討委員会資料—

## 目 次

### 法定税の超過課税・法定外税の検討課題等

(1) 法定税の超過課税	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 法定外税	・・・・・・・・・・・・・・・・	2

# 法定税の超過課税・法定外税の検討課題等

## (1) 法定税の超過課税

税目名	法人税割
メリット 検討課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>普通税のため用途の制限がない。</li><li>平成29年度において、市町村民税法人税割で標準税率を利用している市町村は全国で42%、大分県内の市では3市となっている。（標準税率 9.7%、制限税率 12.1%）</li><li>企業誘致の推進の面から、法人税割を上げることによる影響を検討する必要がある。</li></ul>
税目名	入湯税
メリット 検討課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>対象者がほぼ入湯客に絞られるため、用途の明確化を図りやすい。</li><li>特別徴収をすでに行っているため、特別徴収事務の仕組みへの影響は少ない。</li><li>日帰り客、温泉を有しない施設の宿泊客の負担についての問題が残る。</li><li>特別徴収義務者によっては、システム改修の費用の発生が想定される。</li><li>観光客への影響等、十分な審議の必要がある。</li></ul>
税目名	市民税・固定資産税
メリット 検討課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>普通税のため用途の制限がない。</li><li>大幅な税収の増も可能となるが、今回の新財源の方向性として、市民の方の負担ではなく、観光客の方へ行政サービスに対する受益者としての負担を求めるものとしている。</li><li>市民税については、大分県が森林環境税として均等割に上乗せして課税を行っている。また、2024年度から国の森林環境税が同じく市民税に上乗せして課税することとなっている。</li><li>平成26年度からの10年間、市県民税均等割には東日本大震災からの復興を図ることを目的とした財源の確保のための加算措置がされている。</li></ul>
税目名	都市計画税
メリット 検討課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>都市計画税の実施にあたっては、都市計画における市街化区域の設定が原則必要となる。</li><li>都市計画事業に要する費用に充てる目的税のため、下水道の整備、土地区画整理事業の実施が前提となっている。そのため、都市計画税を賦課するためには多額の事業費を要する事業の実施（計画）が必要となる。</li></ul>

## (2) 法定外税

税 目 名	駐 車 場 税
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宿泊の有無等を問わず、幅広い規模の確保ができる。</li> <li>• 公共交通機関の利用に移行すれば、渋滞緩和の効果も期待される。</li> </ul>
検 討 課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コインパーキング等が増えている中で、特別徴収義務者による機器のシステム変更等の負担が懸念される。</li> <li>• 公共交通機関の利用の促進により、税収が見込めなくなる。</li> <li>• 市民の利用もあるし、市内の事業者が一日に数度利用することも想定される。</li> <li>• 外国人観光客が増えている中で、駐車場利用者だけに負担をかけるのも適切か。</li> <li>• 店舗等に付随する有料駐車場はどうするか。買い物等で利用すれば無料というところもある。また、短時間無料の駐車場の取り扱いも課題となる。</li> <li>• 障がい者、高齢者の方は何度も車を移動させることがある。その都度、負担をかけるのは好ましくない。障がい者減免も考えられるが、コインパーク等での対応が難しい。</li> <li>• 課税によって、路上駐車等の違法駐車が増えることも想定される。</li> <li>• 料金が低額な駐車場では、駐車に対する負担率が高くなる。</li> <li>• 期間限定の無料駐車場を開設しているが、有料化、課税とするか。</li> <li>• 大型バス等には、個人（法人）と契約し空きスペースを利用しているケースがあるため、課税への理解が難しい。</li> </ul>
税 目 名	宿 泊 税
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象者がほぼ観光客に絞られるため、用途の明確化が図りやすい。</li> <li>• 入湯客のみではなく、幅広く観光客に負担を求めることができる。</li> </ul>
検 討 課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日帰り客の負担についての問題が残る。</li> <li>• 入湯税と宿泊税の両方を徴収する施設が発生することにより、特別徴収義務者の負担が大きくなることが想定されるし、システム改修の費用が発生することも考えられる。</li> <li>• 宿泊税の導入により、近隣市町村への宿泊客の流出も想定される。</li> </ul>

税 目 名	<b>別荘等所有税</b>
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者による納付となるため、他の税のような特別徴収義務者の負担等は発生しない。</li> <li>・課税対象の把握さえ行えば、未申告や申告内容の調査等の必要経費を削減できる。</li> </ul>
検 討 課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別荘等の所有者は、家屋敷課税として市民税均等割の負担をしている。固定資産税の負担（特例対象外）もあるため、これ以上の負担は理解を得るのが困難と想定される。</li> <li>・二次的住宅の所有目的や利用形態も多様化している。相続による空き家や週末のみ利用の住宅など、居住世帯のいない住宅との線引きが困難になってくると考えられる。</li> </ul>
税 目 名	<b>通行税（ロードプランング）</b>
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊の有無等を問わず、幅広く納税義務者の確保ができる。</li> <li>・公共交通機関の利用に移行すれば、渋滞緩和の効果も期待される。</li> </ul>
検 討 課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収を行う場所（地区の選定とその地区すべてを網羅できるか等）、期間（週末のみとするか、時間を区切るか等）等々課題が多い。場所によっては、渋滞を助長することも考えられる。</li> <li>・通過者、市民、業者等にも負担を求めることや、1日に何度も負担を求めるケースも想定され、トラブルの発生が考えられる。</li> <li>・徴収者の雇用、徴収場所の確保、設備投資等の費用が発生する。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定外税は交付税算定時の基準収入額の対象外。</li> <li>・新設にあたり、議会で条例可決後、総務大臣の協議を経て同意を受ける必要があるため、ある程度の期間を要する。</li> </ul>